

栄町国土強靱化地域計画

令和3年3月

栄 町

目 次

第1章	はじめに	1
1	計画策定の趣旨	1
2	本町の地域特性	2
3	計画の位置付け	4
4	栄町地域防災計画との違い	5
5	計画の策定と進捗管理	5
6	地域の強靱化推進に係る目標の設定	7
第2章	リスクシナリオの設定と脆弱性評価	9
1	想定されるリスク	9
2	リスクシナリオの設定	10
3	国土強靱化に係る施策分野の設定	11
4	脆弱性の分析と評価	12
第3章	国土強靱化に向けた対応策	14
1	対応方策とSDGs、重要業績評価指標（KPI）及びの設定	14

【資料編】

〈別記1〉リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価の結果

〈別記2〉リスクシナリオ施策分野との関わり

〈別記3〉リスクシナリオと施策のマトリクス

第1章 はじめに

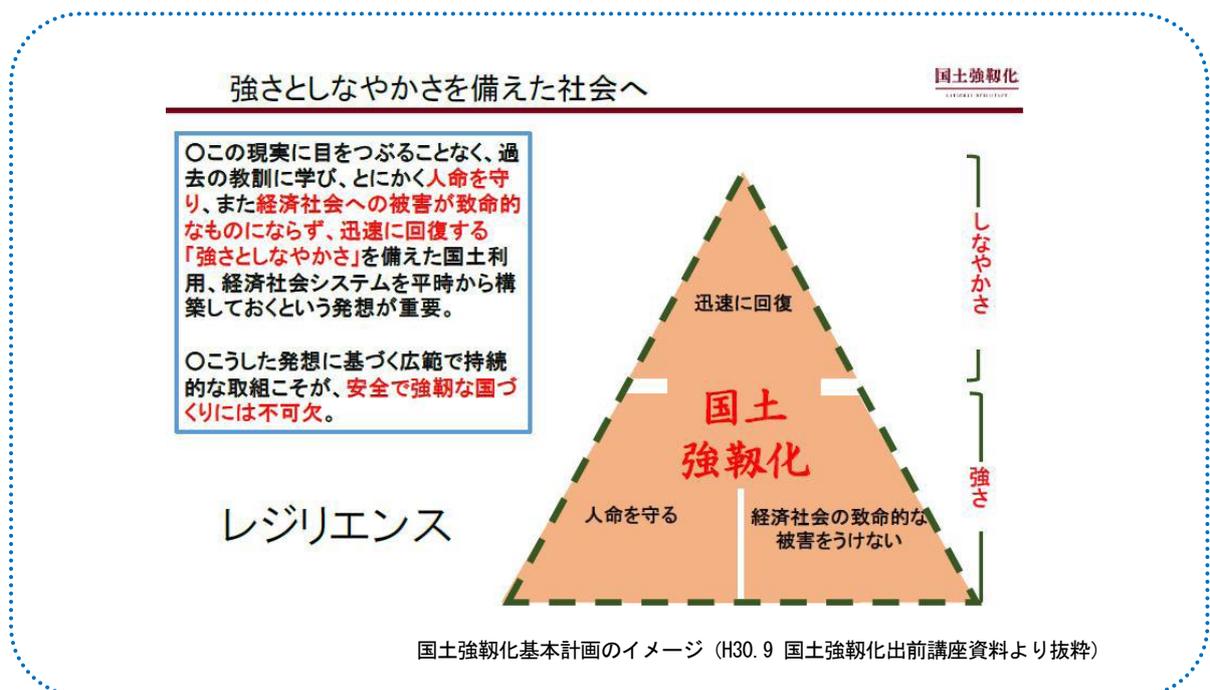
1 計画策定の趣旨

近年の気候変動に伴う台風の強力化や集中豪雨の頻発等を起因とする暴風災害や洪水、土砂災害といった災害の多様化に加え、今後30年以内に70%程度の確率でマグニチュード7クラスの地震が発生すると推定されている首都直下地震など、「大規模自然災害」の発生リスクが高まっています。

平成25年12月11日に公布・施行された、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」の前文では、東日本大震災の発生及び、南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火等の大規模自然災害等の発生のおそれを指摘した上で、「今すぐにも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前の的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」としています。

このため、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らないよう、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進して、「強さ」と「しなやかさ」を備えた安全・安心な国土・地域・経済社会の構築を目指し、現行の防災対策のみならず、まちづくりや産業施策を考慮に入れた「栄町国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）を策定するものです。

今後は、本地域計画を基本として、国土強靱化に関する施策を推進し、強靱な地域づくりを計画的に進めていきます。



2 本町の地域特性

(1) 自然特性

ア 位置・面積

本町は、千葉県の北部、利根川流域に位置し、東は成田市、南は印旛沼、西は印西市、北は利根川をはさんで茨城県河内町に接している。

また、東京都心からは45km圏に入り、千葉市から35km、成田国際空港から10kmのところに位置し、総面積は32,51km²である。

イ 地形

本町は、千葉県北部に広く分布する「下総台地」と呼ばれる洪積台地と、利根川及び長門川によって開析された沖積低地に分けることができ、東西に約12km、南北に約5kmで東西に細長く、東部一帯は高台で、山林、畑が多く、南部及び西北部は平坦で、豊かな水田地帯が広がっている。

低地部は標高2～5m程度の平坦な地形面を形成し、台地部は標高20～30m程度で、樹枝状に形成された支谷が多く見られ、起伏の多い地形面となっている。

また、町内を流れる河川は、一級河川の利根川と、その支流であり、利根川と北印旛沼とを連絡する役割を果たす一級河川の長門川、利根川の旧派川である将監川が流れており、安食付近では利根川から北印旛沼に流入する長門川、将監川によって逆三角州（逆デルタ）が形成されている。

ウ 気象

本町の気候は、平年値では、年間平均気温が14.6度、年間降水量が1,545.8mm、年間平均風速が3.7m/秒となっている。

なお、近年は、猛暑日や大雨の発生数の増加、台風の大型化など、異常気象のリスクが高まってきており、令和元年秋に本町を襲った台風や大雨では、台風15号の影響により、9月9日未明に瞬間最大風速45.8m/秒の暴風を記録し、1日の降水量が150mmを超えたほか、台風19号では、10月12日夜に瞬間最大風速30.9m/秒の暴風を記録している。

また、10月25日の大雨では、15時01分に最大1時間降水量50.5mmの雨量を記録し、1日の降水量も193mmに達している。

（出典：気象庁発表の成田観測所気象データ。平年値は2003～2010年の8年間の平均値。）

(2) 社会・経済特性

ア 人口

本町の人口は、昭和53（1978）年から大規模な団地開発の整備が開始されるとともに急速に増加し、平成10年に26,182人に達したが、その後、都市部への若年層の流出と出生率の低迷により減少傾向にあり、令和2年4月1日現在で20,384人となっている。

イ 交通

・道路

町内の幹線道路は、国道356号及び同バイパス、主要地方道成田安食線及び同バイパス、主要地方道美浦栄線となっている。

そして、国道356号は、東京方面への主要路線であるとともに、同バイパスは、途中、県道美浦栄線若草大橋を經由して茨城県に通じている。

また、成田安食線バイパスは、隣接する成田市へのバス路線として使われている他、途中、成田市の松崎インター経由による国道464号への乗り入れなど、町民の通勤・通学や買い物等の地域交通に欠くことのできない路線である。

・鉄道

本町の南側を走るJR成田線の安食駅は、町の表玄関として、また、東京方面及び千葉方面への通勤や通学等の交通手段として、町民の日常生活に欠かすことのできない鉄道駅である。

ウ 産業

・農業

長年にわたり本町の基幹産業として町経済を支えてきた農業は、若者の農業離れや農業従事者の高齢化等を背景に、農家人口、農家数、耕地面積、農業生産額とも減少傾向にある。

こうした中で、本町の農業を将来にわたって持続可能とするために、農業経営の安定化や高付加価値化、また、農産物の6次産業化の取り組みが進められている。

・商工業

商業施設等については、幹線道路の沿道を中心に営まれているが、増加と減少を繰り返しつつも、近年は減少傾向にある。

また、工業については、平成26年から27年にかけて、事業所数は若干の増加がみられたが、従業者数は平成20年以降、増加と減少を繰り返しつつも、過去10年間では低い水準にあ

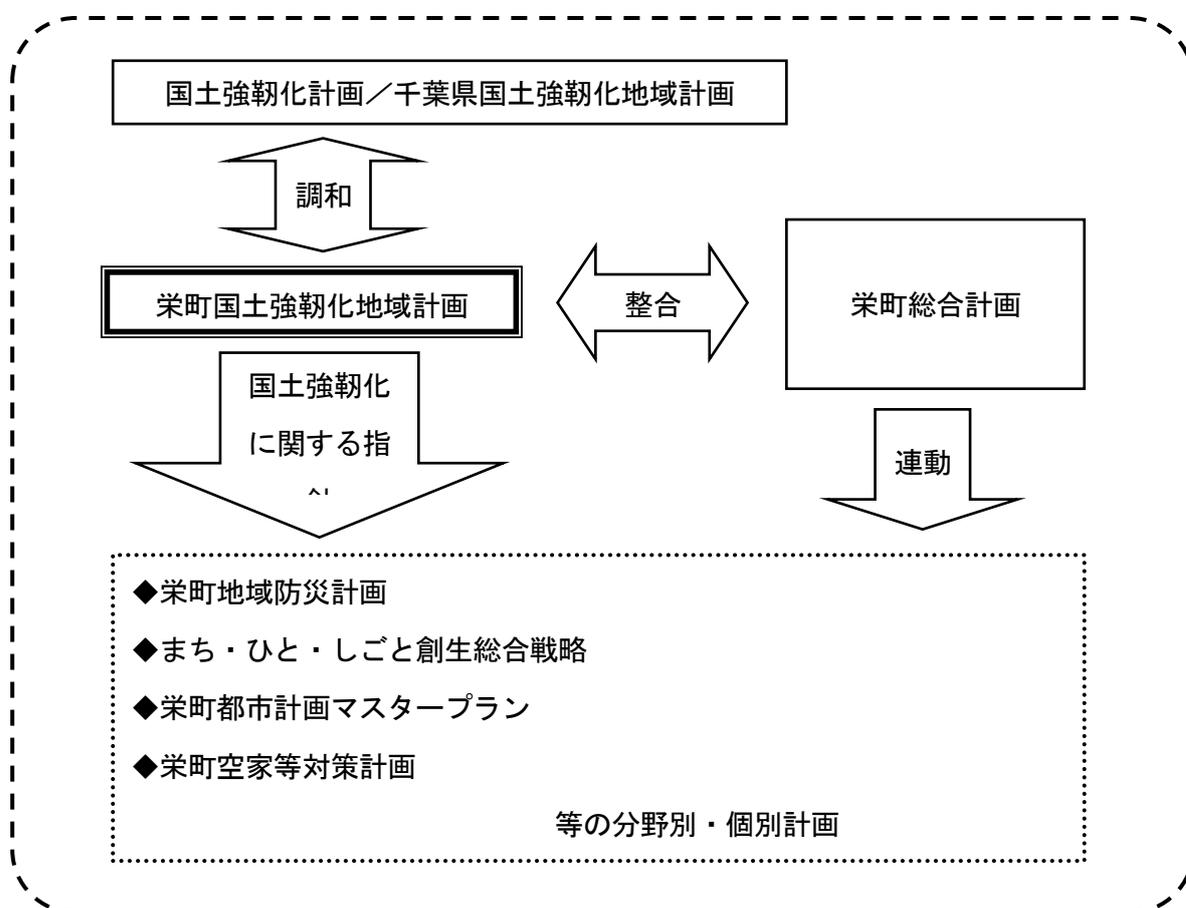
り、製造品出荷額等についても、同様の傾向を示している。

こうした中で、日本初のスーパー堤防として平成4年に完成した利根川矢口地区スーパー堤防上に形成されている矢口工業団地は、成田空港から近い立地条件もあり、本町の工業の中心を担う工業団地として、22社の企業が進出しており、現在、更なる雇用の創出と地域の活性化を図るべく、工業団地の拡張事業が進められている。

3 地域計画の位置付け

地域計画は、本町の様々な分野の計画や取組の指針となる計画です。

そこで、上位に位置する国の「国土強靱化基本計画」や「千葉県国土強靱化地域計画」と調和を図りつつ、栄町総合計画で示されている取り組みや将来像と整合性を取りながら、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町の分野別・個別計画の国土強靱化に関する施策の指針として、基本法第13条に基づき策定するものです。



4 栄町地域防災計画との違い

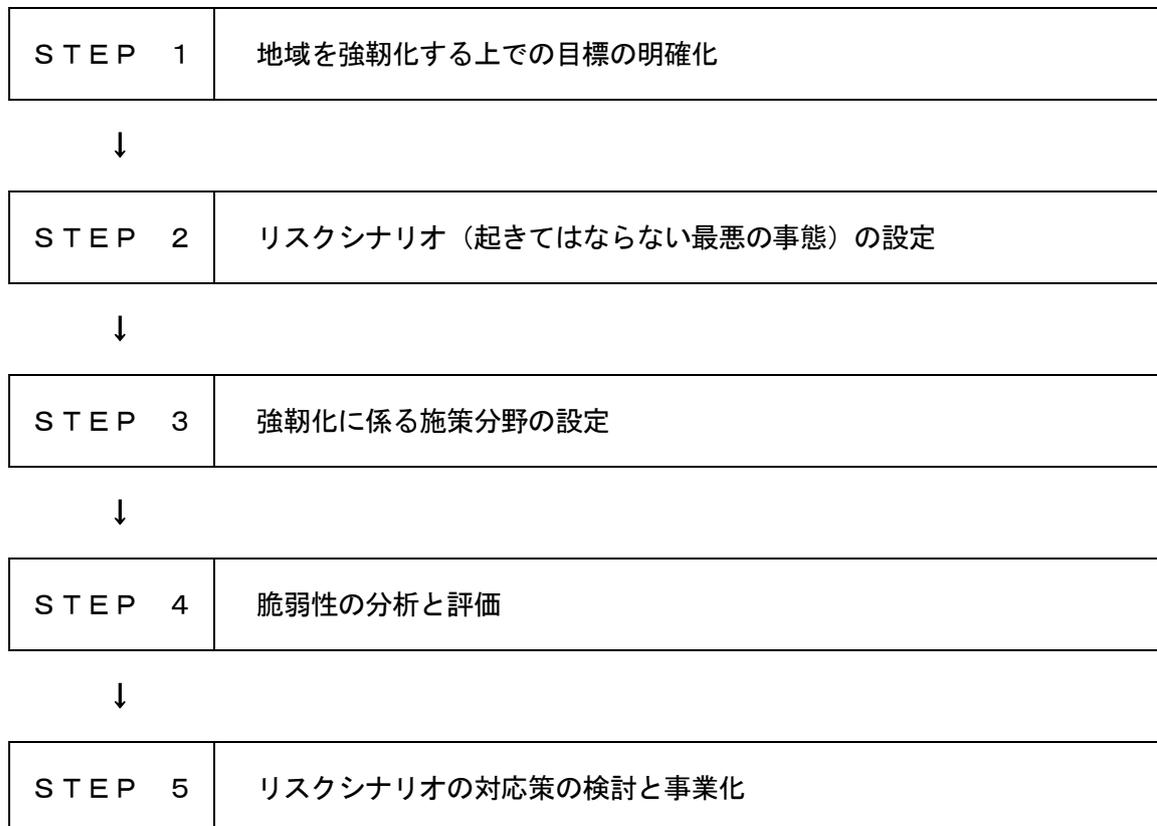
栄町地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害の種類ごとの発災前・発災時・発災後の対応を対象としていますが、地域計画では、地域で想定される自然災害全般の発災前（平常時）を主な対象として、既存の取組の脆弱性の評価と、想定するリスクシナリオに基づいて、必要となる施策等を検討、整理するものです。

項目	地域計画	防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前（平常時）	発災前・発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価と、想定するリスクシナリオに基づいて設定	—
重点化	○	—

5 計画の策定と進捗管理

（１）策定プロセス

本計画は、国の計画策定ガイドラインを参考として、次のプロセスにより策定する。



(2) 計画期間

本町における国土強靱化の取り組みは、栄町総合計画と整合・連動させて推進する必要がある。

このことから、本計画の計画期間は、令和3年度を初年度として、栄町総合計画前期基本計画の最終年となる令和4年度までの2年間とする。

(3) 進捗管理

地域計画策定後は、地域計画による国土強靱化の取組を着実に推進するため、設定した重要業績指標の目標値等を用いて進捗管理を行うとともに、必要に応じて施策の見直しを行うこととする。

(4) 計画の見直し

本計画の見直しについては、国の基本計画や県の地域計画の見直し、栄町総合計画の見直しと整合性をとって行うことを基本とする。

ただし、本町を取り巻く環境や社会情勢の変化、具体的な取組みの進捗状況等を考慮し、計画期間中においても必要に応じて見直しを行うこととする。

〈参 考〉

栄町総合計画（平成31年3月策定）の計画期間

- | | |
|---------|--------------------|
| ・基本構想 | 平成31年（令和元年）度～令和8年度 |
| ・前期基本計画 | 平成31年（令和元年）度～令和4年度 |
| ・後期基本計画 | 令和5年度～令和8年度 |

6 地域の強靱化推進に係る目標の設定

STEP 1

(1) 「基本目標」と「事前に備えるべき目標」の設定

地域計画の策定にあたっては、国土強靱化基本計画（以下、「基本計画」という。）との調和を保ちつつ、地域の状況に応じた目標を設定することが必要とされていることを踏まえ、基本計画を踏襲した4つの基本目標と、基本目標をより具体化した8つの「事前に備えるべき目標」を、基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画を参考に、次のとおり設定する。

【基本目標】

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- I 人命の保護が最大限図られること
- II 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- III 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- IV 迅速な復旧・復興

【事前に備えるべき目標】

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
(それがなされない場合の必要な対応を含む)
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない
- ⑥ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑦ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑧ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する

(2) 国土強靱化を推進する上で留意すべき事項

①国土強靱化の取組姿勢

- ・ 本町の強靱化を損なう原因として何が存在しているのかをあらゆる側面から検証しながら、取り組みを推進する。
- ・ 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組みを推進する。

②適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクや地域の状況等に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせながら、効果的に施策を推進する。
- ・ 「自助」、「共助」、「公助」を適切に組み合わせ、町と町民、民間事業者等が適切に連携及び役割分担を行いながら取り組みを推進する。

③効率的な施策の推進

- ・ 町民の需要の変化や社会資本の老朽化、財政状況等を踏まえ、施策の持続的な実施や、施策の重点化を図る。
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時においても有効活用される対策となるように工夫する。

④地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。
- ・ 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、地域における強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ・ 高齢者、子供、障害者、性別、外国人等に配慮した施策を推進する。

⑤SDGsとの関連付け

- ・ 国土強靱化を推進する上では、国連の持続可能な開発のための国際目標である「SDGs (Sustainable Development Goals)」の目標達成に向けた取り組みと関連付けて、施策を推進することも必要である。

1 想定されるリスク

町民の生活及び経済に甚大な影響を及ぼす大規模自然災害としては、地震、風水害及び、土砂災害等とし、これらを想定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定と脆弱性の評価を実施する。

直近の災害と主な被害の状況

〈地震〉

- 平成23年3月11日 東日本大震災
 - ・震 度 6弱
 - ・住家被害 1, 155棟（全壊10棟、半壊109棟、一部損壊1, 103棟）
 - ・公共施設の被害 役場庁舎、小中学校校舎・体育館の破損、道路・公園の破損・液状化 等
 - ・その他被害 停電2, 800軒、断水168戸、浄化槽使用不能等19戸、農地の液状化及び田面・畑面の亀裂 55ha 等

〈風水害、土砂災害〉

- 令和元年台風15号（房総半島台風）
 - ・最大瞬間風速 45.8m/s（令和元年9月9日5時40分：成田観測所気象データ）
 - ・人的被害 重症2名、軽症2名
 - ・住家被害 一部損壊190棟
 - ・その他被害 停電3, 500軒、断水580戸、農業用ハウスの倒壊107棟 等
- 令和元年台風19号（東日本台風）
 - ・最大瞬間風速 30.9m/s（令和元年10月12日20時10分：成田観測所気象データ）
 - ・住家被害 一部損壊17棟
 - ・利根川の水位上昇 最大水位6.77m（10月13日19時00分）*氾濫注意水位4.95m
 - ・避難者 613人（町内の12避難所を全て開設）*利根川増水に伴う避難者を含む
- 令和元年10月25日の大雨
 - ・1日合計降水量 193mm
 - ・住家被害 床下浸水5棟
 - ・その他被害 停電30軒、断水30戸、がけ崩れ15カ所、農地の浸水17.6ha 等

2 リスクシナリオの設定

本地域計画において、想定するリスクシナリオについては、国の基本計画及び千葉県国土強靱化地域計画のリスクシナリオを参考に、本町の地域特性等を考慮して、次のとおり33のリスクシナリオを設定した。

また、設定した33のリスクシナリオについて、国・県が定める重点化プログラムとの整合性を考慮しつつ、特に人命の保護、地域経済への影響等の観点から、重要度、緊急度を精査し、18のリスクシナリオを重点化すべき事項として設定した。

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震による建物倒壊や火災による死傷者の発生【重点化】
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生【重点化】
		1-3	異常気象等による突発的又は長期的な浸水等による死傷者の発生【重点化】
		1-4	土砂災害等による死傷者の発生【重点化】
		1-5	情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等による死傷者の発生【重点化】
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止【重点化】
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落の同時発生
		2-3	警察、消防等の被災等による、救助・救命活動等の絶対的不足【重点化】
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺【重点化】
		2-6	被災地における疫病、感染症等の大規模な発生【重点化】
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能を確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び、信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-2	町職員・公共施設等の被災による行政機能の大幅な低下【重点化】
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止【重点化】
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力の低下【重点化】
		5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止【重点化】
		5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止【重点化】
		5-5	金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活や商取引等への甚大な影響
		5-6	食糧等の安定供給の停滞【重点化】
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、都市ガス、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止【重点化】

	ライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態【重点化】
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生による二次災害の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊、道路の陥没等による交通麻痺による二次災害の発生
		7-3	防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-4	有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等の二次災害の発生
		7-5	農地の荒廃等による被害の拡大
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建、回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態【重点化】

3 強靱化に係る施策分野の設定

STEP 3

強靱化に向けて取り組むべき施策については、リスクシナリオを回避するために必要な施策を念頭に置きつつ、千葉県国土強靱化地域計画や栄町総合計画を参考に、次の5つの施策分野を設定した。

- (1) 行政機能
- (2) 福祉・保健医療・子育て
- (3) 住宅・環境・都市・交通
- (4) 産業・観光
- (5) 教育・文化

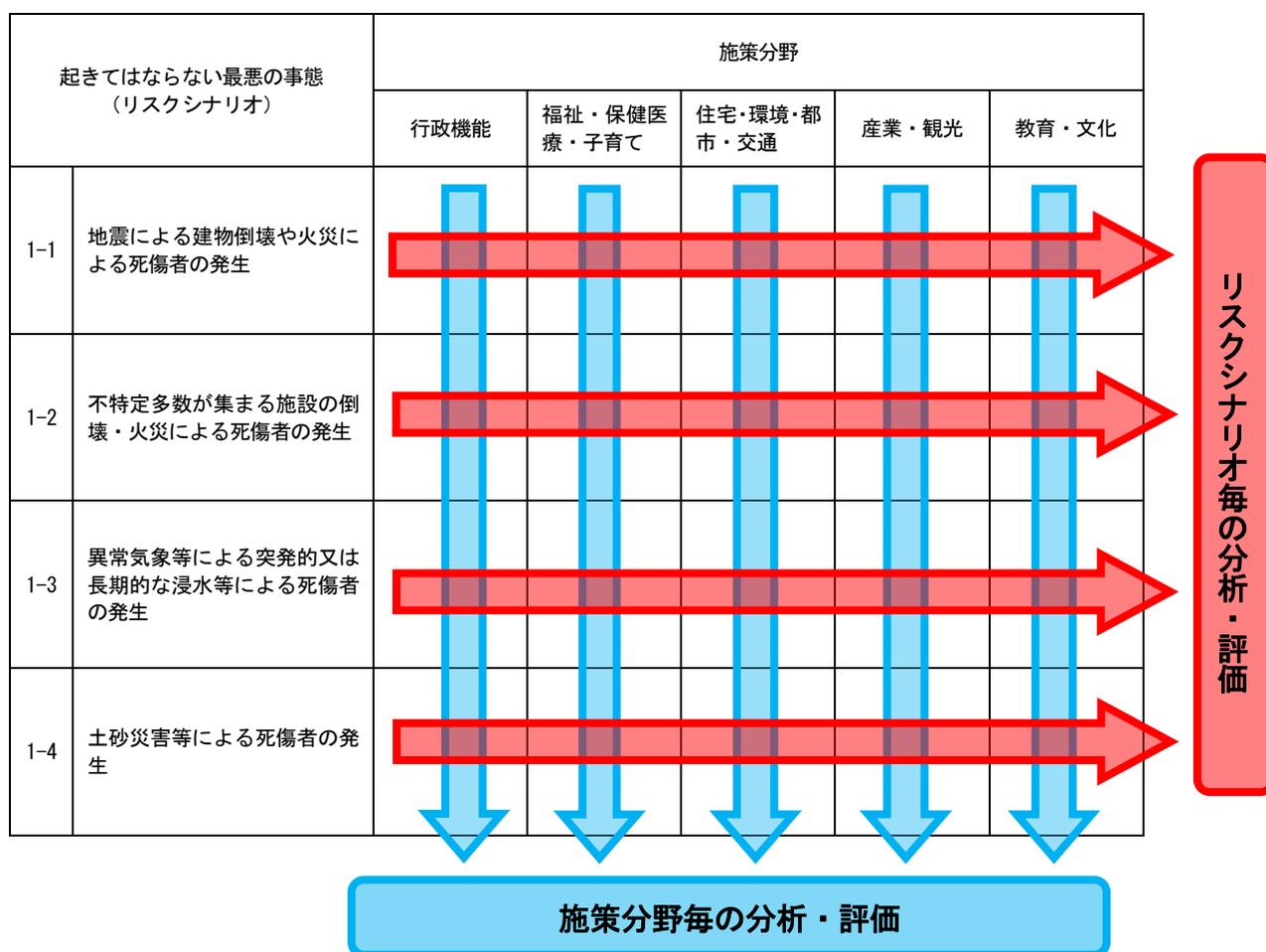
4 脆弱性の分析と評価

STEP 4

(1) 脆弱性の分析と評価の方法

本町における現行の施策分野別の取組状況等を基に、33の起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）毎の、本町の国土強靱化に資する施策と不足する分野について、マトリクス表（下図）を用いて整理し、脆弱性の分析と評価を行った。

【マトリクス表】（イメージ）



(2) 脆弱性の分析と評価の結果

脆弱性の分析と評価の結果は、「資料編」として「別冊」に整理している。

なお、リスクシナリオに対する脆弱性の分析・評価の結果については、資料編中の表（P48～P68）のとおりである。

また、リスクシナリオ施策分野との関わりについては資料編の表2（P69～131）、リスクシナリオと施策のマトリクスについては資料編の3（P132～P139）のとおりである。

なお、本結果を踏まえて要点をまとめると、次のとおりである。

①地域の特性を踏まえた施策の推進

本町の国土強靱化を推進するうえでは、発生リスクの高まっている首都直下地震や、近年の異常気象がもたらす豪雨や台風の頻発・大型化等を要因とする風水害・土砂災害への備えが必要である。

本町は、平成23年に発生した東日本大震災では、震度6弱の揺れを記録して、住家や公共施設等に大きな被害を受け、また、令和元年に立て続けに千葉県を襲った台風や豪雨では、町内の随所で、停電や、家屋・農業被害、土砂崩れ等が発生しており、これらを踏まえて、本町が有する地域特性から想定されるリスクを洗い出して対策を検討していく必要がある。

②ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせ

大規模自然災害等に対応するためには、施設整備や耐震化対策等のハード整備のみでは不十分であり、公助と、これを補完する自助・共助の取組等のソフト対策を効果的に組み合わせながら推進していく必要がある。

③情報の収集と伝達手段の多重化・多様化の推進

災害が発生した直後はもちろん、災害の発生が予測される場合など、迅速かつ的確な防災活動や住民の避難行動を実現するためには、正確な災害・防災情報を幅広く収集し、わかりやすく提供、共有できるようにしていく必要があるため、情報の収集体制と伝達手段の多重化・多様化の一層の推進を図っていく必要がある。

④ 国や県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との連携

本町における国土強靱化にかかる施策を効果的に実施するためには、国や県、地域住民、民間事業者等の多様な主体との情報の共有と連携体制の一層の推進を図っていく必要がある。

1 対応方策とSDGs、重要業績評価指標（KPI）の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」毎の脆弱性の分析・評価結果を踏まえ、国や県の対応方策との関連性を考慮しつつ、リスクシナリオを回避するための施策を検討して、対応方策を次のとおり整理した。

また、これらの対応方策の目標とする進捗度を可能な限り定量的に示すため、リスクシナリオ毎に重要業績評価指標（KPI）を設定した。

更に、国土強靱化の推進では、国連の持続可能な開発のための国際目標である「SDGs」の目標達成に向けた取り組みと関連付けて推進する必要がある。

そこで、リスクシナリオ毎の対応方策について、「SDGs」の目標達成に向けた取り組みとの関連付けを、SDGsのアイコンを用いて表記した。

〔1〕リスクシナリオへの対応方策

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や火災による死傷者の発生

(地域防災力の向上)

【総務課、環境協働課、消防総務課】

- ・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組みを促進する。
- ・避難者として（町民）用意していただく備蓄品の要請のため啓発活動を推進する。また、町として計画的に備蓄の更新を推進する。
- 町民へ迅速かつ正確に情報を伝達するため、防災行政無線等の整備を推進する。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進する。
- ・災害弱者となる方々が迅速かつ的確に避難できるような支援を推進する。

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進

○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業

○消防水利整備事業 ○まちづくり大学事業等

(消防人材・資機材の強化)

【消防総務課】

- ・救急業務全般の質の向上のため、消防職員の教育や指導を担う指導救命士等の養成を推進す

る。

・消防団活動の広報や消防団員の加入環境の整備を行うとともに、既存消防団員や機能別消防団員の人員確保を推進する。

・大規模災害に対応するため、緊急車両及び資機材の強化を推進する。

《主な事業》 ○消防団員の確保促進等 ○消防ポンプ自動車整備事業

○高規格救急自動車整備事業等

(民間建築物等の防火体制の整備)

【消防総務課】

●防火管理が必要な建物や危険物を取り扱う事業所に対する防火指導などにより、火災予防対策を推進する。

《主な事業》 ○火災予防対策の推進

(宅地や建築物の耐震化の推進)

【まちづくり課】

●住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援等を推進する。

《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等

(道路、公園等の防災対策)

【建設課、まちづくり課】

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を推進する。

・緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を推進する。また、災害時の安全・安心な避難環境の確保を推進する。

・災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する。

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業 ○通学路整備事業

○地籍調査事業 ○公園等整備事業 ○公園バリアフリー化事業等

(関係行政機関等との連携)

【総務課、環境協働課】

・国や県、近隣自治体など平時から連絡体制等を整備し、情報の共有強化を推進する。

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(災害医療体制・福祉の充実)

【総務課、健康介護課】

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等との情報共有を推進する。

・高齢者、障害者等の避難行動要支援者に対し緊急的に対応を行えるよう、民間事業者、団体等の広域的なネットワークの構築を推進

・各種訓練等を通じて連携強化を推進する。

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○救急医療機器整備補助事業

○三師会保健委託事業 ○在宅医療・介護連携推進事業

(公共施設等の衛生管理)

【財政課、環境協働課、教育総務課】

・避難所や学校、病院・医療施設等の防災拠点において、災害発生時には速やかにし尿等を排除するなどの対策を推進する。

《主な事業》 ○し尿等の適正処理の推進 ○合併処理浄化槽への転換補助事業

○公共施設等の長寿命化の推進 ○学校施設大規模改修事業等

(防災教育等の充実)

【総務課】

・災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を推進する。

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充

(公共施設等の防災拠点機能の強化)

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課、建設課】

●町の公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能の強化を推進する。

●下水道施設は、ストックマネジメント計画及び総合地震対策計画に沿って機能強化を図る。

●震災時における物資等の水上ルートでの供給基地として、栄町消防署下利根川河川敷を有効活用するため国等の関係機関と協力し機能強化を図る。

《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業

○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業

○ふれあいプラザ施設大規模改修事業 ○利根川河川敷活用促進事業

○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

【総務課】

・災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結

し、燃料供給対策を進める必要がある。

《主な事業》 ○災害時予防事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数	700人	推進
自主防災組織加入率	58.5%	59.5%
消防団員数	296人	310人
町道の整備延長	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率	20.29%	25.69%
公園の整備実施箇所数	推進	推進
公共施設等の長寿命化事業数	推進	推進

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○防災行政無線維持管理事業

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業
○高規格救急自動車整備事業等

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○火災予防対策の推進

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

【まちづくり課】

《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

【総務課、健康介護課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○救急医療機器整備補助事業

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課、建設課】

《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業
 ○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業
 ○ふれあいプラザ施設大規模改修事業 ○利根川河川敷利活用促進事業
 ○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
消防団員数 (再掲)	296人	310人
公共施設等の長寿命化事業数 (再掲)	推進	推進

1-3 異常気象等による突発的又は長期的な浸水等による死傷者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業

○まちづくり大学事業等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業
 ○高規格救急自動車整備事業等

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業

○地籍調査事業 ○公園等整備事業等

(河川の整備)

【建設課】

●国、県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に推進する。

《主な事業》 ○利根川堤防強化の推進 ○長門川護岸整備の推進

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

【総務課、健康介護課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○救急医療機器整備補助事業

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

【財政課、環境協働課、教育総務課】

《主な事業》 ○し尿等の適正処理の推進 ○合併処理浄化槽への転換補助事業
○公共施設等の長寿命化の推進 ○学校施設大規模改修事業等

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課】

《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業
○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業
○ふれあいプラザ施設大規模改修事業
○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率(再掲)	58.5%	59.5%

消防団員数（再掲）	296人	310人
町道の整備延長（再掲）	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率（再掲）	20.29%	25.69%
公共施設等の長寿命化事業数（再掲）	推進	推進

<p>1-4 土砂災害等による死傷者の発生</p> <p>(地域防災力の向上) 1-1 再掲</p> <p>【総務課、環境協働課】</p> <p>◀主な事業▶ ○防災訓練参加者の拡充 ○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業</p> <p>○まちづくり大学事業等</p> <p>(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲</p> <p>【消防総務課】</p> <p>◀主な事業▶ ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業</p> <p>○高規格救急自動車整備事業等</p> <p>(土砂災害警戒区域の指定の推進)</p> <p>【総務課 建設課】</p> <p>●既に指定されている土砂災害危険箇所のほか、町内に点在する新たな土砂災害危険箇所等の調査を行い区域指定の手続きを行うとともに、区域内に居住する住民への事前周知など積極的な呼び掛けを推進する。</p> <p>・急傾斜地の土砂災害防止工事が実施されるよう、地域住民への協力及び受益者の負担を求め、県事業への協力及び要望活動を推進する。</p> <p>◀主な事業▶ ○土砂災害防止（急傾斜）対策の促進</p> <p>○防災訓練参加者の拡充</p> <p>(大規模盛土造成地の安全性)</p> <p>【まちづくり課】</p> <p>●町内に存在する大規模盛土造成地の安全性の確保のため、情報収集や調査・分析など計画的に推進する。</p> <p>◀主な事業▶ ○宅地耐震化推進事業</p> <p>関連するSDGs</p>
--

					
指標 (KPI)		現況値		目標値 (R4年度)	
防災訓練参加者数 (再掲)		700人		推進	

<p>1-5 情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等による死傷者の発生</p> <p>(地域防災力の向上) 1-1 再掲</p> <p>【総務課、環境協働課】</p> <p>◀主な事業▶ ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進</p> <p>○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業</p> <p>○まちづくり大学事業等</p> <p>(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲</p> <p>【消防総務課】</p> <p>◀主な事業▶ ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業</p> <p>○高規格救急自動車整備事業等</p> <p>(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲</p> <p>【総務課、環境協働課】</p> <p>◀主な事業▶ ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等</p> <p>(災害弱者への避難支援対策の推進)</p> <p>【総務課、健康介護課】</p> <p>●避難行動要支援者名簿の作成と地域との共有及び避難行動要支援者の個別支援計画策定の取組みを促進し、避難支援体制の充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所に指定されている事業者と避難行動要支援者の情報を共有し、受入れ体制を整備する。 ・指定避難所におけるバリアフリー化等の改修整備を促進し、要配慮者の円滑な受け入れ体制の整備を推進する。 <p>◀主な事業▶ ○避難所施設改修等事業 ◎避難行動要支援者登録事業</p> <p>(防災教育等の充実) 1-1 再掲</p> <p>【総務課】</p> <p>◀主な事業▶ ○防災訓練参加者の拡充</p>

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課、建設課】

- 《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業
 ○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業
 ○ふれあいプラザ施設大規模改修事業 ○利根川河川敷利活用促進事業
 ○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率 (再掲)	58.5%	59.5%
消防団員数 (再掲)	296人	310人
公共施設等の長寿命化事業数 (再掲)	推進	推進
避難所の改修等箇所数	1箇所	推進

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

(それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課】

- 《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進
 ○備蓄品等購入事業

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

- 《主な事業》 ○消防団員の確保促進

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

- 《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(広域連携による被災地への物資の確保)

【総務課】

●災害時応援協定による物資調達や受援計画に基づき広域連携した物資調達の実効性を確保するとともに、物資輸送の効率性を考慮して物資集積拠点を配置し、円滑な輸送、管理体制を構築する。

《主な事業》 ○備蓄品等購入事業 ○災害時予防事業

(上水道施設の防災対策の推進)

【総務課】

- ・災害発生時において安定した給水機能の維持・確保を図る。
- ・上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等を推進する。

《主な事業》 ○災害時予防事業

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

【財政課、環境協働課、教育総務課】

《主な事業》 ○し尿等の適正処理の推進 ○合併処理浄化槽への転換補助事業
○公共施設等の長寿命化の推進 ○学校施設大規模改修事業等

(食料等の備蓄)

【総務課】

・町民に対し災害時に必要となる備蓄品の備蓄要請を促すため、啓発活動を推進する。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を推進する。

《主な事業》 ○備蓄品等購入事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現 況 値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率 (再掲)	58.5%	59.5%
消防団員数 (再掲)	296人	310人
公共施設等の長寿命化事業数 (再掲)	推進	推進

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業
○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業等

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(広域連携による被災地への物資の確保) 2-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○備蓄品等購入事業 ○災害時予防事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
町道の整備延長(再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率(再掲)	20.29%	25.69%
公園の整備実施箇所数(再掲)	推進	推進

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進
○防災行政無線維持管理事業等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業
○高規格救急自動車整備事業等

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】○

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

【総務課、健康介護課】

- 《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○救急医療機器整備補助事業
○三師会保健委託事業

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

【消防総務課】

- ・災害時に防災拠点となる消防施設の、より一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設を計画的に更新する。
- ・停電等に備え、非常用発電設備の設置及び更新等の整備を推進する。

- 《主な事業》 ●消防庁舎改修事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率 (再掲)	58.5%	59.5%
消防団員数 (再掲)	296人	310人

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課】

- 《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○防災行政無線維持管理事業 ○
備蓄品等購入事業等

(帰宅困難者対策の推進)

【総務課】

- ・公共交通機関等の被災に伴う機能停止により、帰宅困難者が発生した場合に備え、県や災害時応援協定を結ぶ事業者等と連携して、帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保や施設における飲料水、食料等の備蓄などの対策を促進する。

- 《主な事業》 ○備蓄品等購入事業 ○災害時予防事業

(食料等の備蓄) 2-1 再掲

<p>【総務課】</p> <p>《主な事業》 ○備蓄品等購入事業</p> <p>(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲</p> <p>【総務課、環境協働課】</p> <p>《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等</p>		
<p>関連するSDGs</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>3 すべての人に健康と福祉を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>11 住み続けられるまちづくりを</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>13 気候変動に具体的な対策を</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> </div> </div>		
指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進

<p>2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺</p>		
<p>(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲</p> <p>【消防総務課】</p> <p>《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業</p> <p>○高規格救急自動車整備事業等</p> <p>(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲</p> <p>【まちづくり課】</p> <p>《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等</p> <p>(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲</p> <p>【建設課、まちづくり課】</p> <p>《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業</p> <p>○地籍調査事業等</p> <p>(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲</p> <p>【総務課】</p> <p>《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等</p> <p>(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲</p> <p>【総務課、健康介護課】</p> <p>《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○救急医療機器整備補助事業</p> <p>○三師会保健委託事業</p>		

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
消防団員数(再掲)	296人	310人
町道の整備延長(再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率(再掲)	20.29%	25.69%

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

【総務課、健康介護課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○救急医療機器整備補助事業

○三師会保健委託事業

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

【財政課、環境協働課、教育総務課】

《主な事業》 ○し尿等の適正処理の推進 ○合併処理浄化槽への転換補助事業

○公共施設等の長寿命化の推進 ○学校施設大規模改修事業等

(避難所における衛生管理)

【総務課】

●避難所における感染症新型コロナウイルス等の感染を防ぐため、パテーション等の施設備品や消毒液等の衛生用品の整備を推進する。

《主な事業》 ○備蓄品等購入事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(地域防犯力の向上)

【総務課】

・災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織が実施する防犯パトロールに対する支援や、防犯街灯、防犯カメラの整備促進により、地域の防犯力の向上を図る。

《主な事業》 ○防犯ボックス事業 ○防犯活動の支援の推進等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業

○高規格救急自動車整備事業等

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(災害時交通ネットワークの構築)

【総務課】

・停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図るとともに、交通安全施設の強化を推進する。

《主な事業》 ○交通安全施設整備事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
消防団員数(再掲)	296人	310人

3-2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防ポンプ自動車整備事業 ○高規格救急自動車整備事業等

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

(町の業務継続に必要な体制の整備)

【総務課】

●災害発生時においても、業務継続の実効性のある体制を確保するため、必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育等の実施、防災訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直しを行う。

《主な事業》 ○人財開発の充実 ○防災訓練参加者の拡充
○地域防災計画見直し事業等

(防災上重要な公共建築物等の耐震対策の推進)

【総務課、財政課、教育総務課】

・役場が機能不全に陥らないよう、災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止を推進する。

《主な事業》 ○災害時予防事業 ○公共施設等の長寿命化の推進
○学校施設大規模改修事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
公共施設等の長寿命化事業数	推進	推進

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

<p>4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止</p> <p>(地域防災力の向上) 1-1 再掲</p> <p>【総務課】</p> <p>≪主な事業≫ ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進 ○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業等</p> <p>(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲</p> <p>【消防総務課】</p> <p>≪主な事業≫ ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業 ○高規格救急自動車整備事業等</p> <p>(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲</p> <p>【総務課】</p> <p>≪主な事業≫ ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等</p> <p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲</p> <p>【総務課】</p> <p>≪主な事業≫ ○災害時予防事業</p>
--

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率(再掲)	58.5%	59.5%
消防団員数(再掲)	296人	310人

<p>4-2</p> <p>テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態</p> <p>(地域防災力の向上) 1-1 再掲</p> <p>【総務課】</p> <p>≪主な事業≫ ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進 ○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業等</p>
--

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(避難所の通信環境の整備)

【総務課、企画政策課、教育総務課】

・災害時における避難所には、様々な防災情報などを速やかに収集・伝達することが重要あり求められるため、多彩な情報伝達手段の確保など通信環境等の整備を推進する。

《主な事業》 ○防災行政無線維持管理事業 ○ICT教育環境整備事業

○新たな情報発信手段の活用 ○ホームページを活用した行政情報発信事業

等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現 況 値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率 (再掲)	58.5%	59.5%
SNSで発信した情報へのフォロワー数	2,150人	2,650人
町民へのホームページによる情報発信件数	250件	350件

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による生産力の低下

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業

○地籍調査事業等

(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○災害時予防事業

(中小企業の強靱化)

【産業課】

●国や県、商工会等の関係団体、民間保険会社等と連携しながら、中小企業強靱化法に基づく事業継続力強化計画やBCPの普及啓発及び策定支援に取り組み、中小企業の防災力強化を促進する。

《主な事業》 ○中小企業の経営基盤強化の支援等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
町道の整備延長 (再掲)	2,200m	2,700m

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業
○地籍調査事業等

(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○災害時予防事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
町道の整備延長 (再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率 (再掲)	20.29%	25.69%

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業

○高規格救急自動車整備事業等

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○火災予防対策の推進

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

【まちづくり課】

《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等

(中小企業の強靱化) 5-1 再掲

【産業課】

《主な事業》 ○中小企業の経営基盤強化の支援等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
消防団員数 (再掲)	296人	310人

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○交通安全施設整備事業等

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

【まちづくり課】

《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業

○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
町道の整備延長(再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率(再掲)	20.29%	25.69%
公園の整備実施箇所数(再掲)	推進	推進

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(中小企業の強靱化) 5-1 再掲

【産業課】

《主な事業》 ○中小企業の経営基盤強化の支援等

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○交通安全施設整備事業等

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
町道の整備延長(再掲)	2,200m	2,700m
5-6 食料等の安定供給の停滞		
(地域防災力の向上) 1-1 再掲		
【総務課、環境協働課、消防総務課】		
<<主な事業>> ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進 ○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業 ○まちづくり大学事業等		
(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲		
【総務課、環境協働課】		
<<主な事業>> ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等		
(上水道施設の防災対策の推進) 2-1 再掲		
【総務課】		
<<主な事業>> ○災害時予防事業		
(広域連携による被災地への物資の確保) 2-1 再掲		
【総務課】		
<<主な事業>> ○備蓄品等購入事業 ○災害時予防事業		
(農地・農業水利施設等の管理)		
【産業課】		
・安定した農業用水を維持するとともに、農地の持つ雨水貯留や土壌流出防止などの機能を保持するため、農業水利施設の機能診断等を通じ、計画的な整備、補修及び更新を推進する。 ・生産インフラである農業用ハウスの台風や豪雨などの災害対応強化に向けた支援を行う。 <<主な事業>> ○土地改良施設等整備推進事業 ○農地多面的機能交付金事業 ○生産性向上設備導入支援事業		
関連するSDGs		
    		
指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進

自主防災組織加入率（再掲）	58.5%	59.5%
---------------	-------	-------

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、都市ガス、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

（災害時のエネルギー供給のための体制整備） 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○災害時予防事業

（再生可能エネルギーの導入促進）

【環境協働課】

●住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を推進する。

《主な事業》 ○住宅用太陽光発電設備等設置助成事業

関連するSDGs



指標（KPI）	現況値	目標値（R4年度）
防災訓練参加者数（再掲）	700人	推進
住宅用太陽光発電設備等の設置数	13基	15基

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

（上水道施設の防災対策の推進） 2-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○災害時予防事業

関連するSDGs

					
指標 (KPI)		現況値		目標値(R4年度)	
防災訓練参加者数(再掲)		700人		推進	

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止					
(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲					
【総務課】					
<p>《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等</p>					
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲					
【財政課、環境協働課、教育総務課】					
<p>《主な事業》 ○し尿等の適正処理の推進 ○合併処理浄化槽への転換補助事業</p> <p>○公共施設等の長寿命化の推進 ○学校施設大規模改修事業等</p>					
(下水道施設の防災対策の推進)					
【下水道課】					
<p>・災害発生時においても下水道機能を確保するため、下水道施設の長寿命化及び耐震化を計画的に推進する。</p> <p>・下水道業務継続計画(BCP)の見直しとともに、計画に基づく訓練実施など、災害対応力の向上を推進する。</p>					
<p>《主な事業》 ○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業</p>					
(合併処理浄化槽設置の推進)					
<p>・地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進する。</p>					
<p>《主な事業》 ○合併処理浄化槽への転換補助事業</p>					
関連するSDGs					
					
指標 (KPI)		現況値		目標値(R4年度)	
防災訓練参加者数(再掲)		700人		推進	

公共施設等の長寿命化事業数（再掲）	推進	推進
公共下水道施設改築更新事業の進捗率	58.10%	100%

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○交通安全施設整備事業等

（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業
○通学路整備事業 ○地籍調査事業等

（広域連携による被災地への物資の確保） 2-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○備蓄品等購入事業 ○災害時予防事業

関連するSDGs



指標（KPI）	現況値	目標値（R4年度）
防災訓練参加者数（再掲）	700人	推進
町道の整備延長（再掲）	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率（再掲）	20.29%	25.69%

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生による二次災害の発生

（地域防災力の向上） 1-1 再掲

【総務課、環境協働課、消防総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進

○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業

○消防水利整備事業 ○まちづくり大学事業等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○消防団員の確保促進 ○消防ポンプ自動車整備事業

○高規格救急自動車整備事業等

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

【消防総務課】

《主な事業》 ○火災予防対策の推進

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業

○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業 ○公園バリアフリ

ー化事業等

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充

(教育公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課、建設課】

《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業

○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業

○ふれあいプラザ施設大規模改修事業 ○利根川河川敷利活用促進事業

○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率(再掲)	58.5%	59.5%
消防団員数(再掲)	296人	310人

町道の整備延長（再掲）	2, 200m	2, 700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率（再掲）	20. 29%	25. 69%
公園の整備実施箇所数（再掲）	推進	推進
公共施設等の長寿命化の推進事業数（再掲）	推進	推進
公共下水道施設改築更新事業の進捗率（再掲）	58.10%	100%

7-2 沿線・沿道の建物倒壊、道路の陥没等による交通麻痺による二次災害の発生

（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲

【まちづくり課】

《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等

（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業
○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業 ○公園バリアフリー化事業等

（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○交通安全施設整備事業等

（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化）

【総務課】

・災害時応援協定を締結する民間団体等と連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連携体制の強化を推進する。

《主な事業》 ○災害時予防事業

関連するSDGs



指標（KPI）	現況値	目標値（R4年度）
町道の整備延長（再掲）	2, 200m	2, 700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率（再掲）	20. 29%	25. 69%
公園の整備実施箇所数（再掲）	推進	推進

7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

- 《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業
○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業 ○公園バリアフリ
ー化事業等

(河川の整備) 1-3 再掲

【建設課】

- 《主な事業》 ○利根川堤防強化の推進
○長門川護岸整備の推進

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

- 《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課、建設課】

- 《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業
○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業
○ふれあいプラザ施設大規模改修事業 ○利根川河川敷利活用促進事業
○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
町道の整備延長 (再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率 (再掲)	20.29%	25.69%
公園の整備実施箇所数 (再掲)	推進	推進
公共施設等の長寿命化事業数 (再掲)	推進	推進

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等の二次災害の発生

(中小企業の強靱化) 5-1 再掲

【産業課】

《主な事業》 ○中小企業の経営基盤強化の支援等

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

【環境協働課】

・有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る。

《主な事業》 ○大気汚染等の情報提供の推進

関連するSDGs



7-5 農地の荒廃等による被害の拡大

(農地・農業水利施設等の管理) 5-6 再掲

【産業課】

《主な事業》 ○土地改良施設等整備推進事業 ○農地多面的機能交付金事業
○生産性向上設備導入支援事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
新たな基盤整備事業採択数	1件	3件

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1

大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課、消防総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○防災行政無線維持管理事業 ○
備蓄品等購入事業等

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

【まちづくり課】

《主な事業》 ○耐震対策事業 ○危険ブロック塀等対策事業等

(災害廃棄物処理計画の策定)

【環境協働課】

・災害廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項
をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、継続的に見直し、処理の実効性向上を推進する。

《主な事業》 ○廃棄物収集・運搬事業

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値(R4年度)
防災訓練参加者数(再掲)	700人	推進

8-2 道路橋梁等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業
○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業 ○公園バリアフリ
ー化事業等

(河川の整備) 1-3 再掲

【建設課】

《主な事業》 ○利根川堤防強化の推進
○長門川護岸整備の推進

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充等

(復興を支える人材の確保)

【総務課、企画政策課、環境協働課】

・災害からの復興に様々な方法に関わってもらえる人材を確保するため、平時から本町の魅力を発信し、本町のファンづくりを推進する。

- 《主な事業》 ○自主防災組織への加入促進 ○まちづくり大学事業
○新たな情報発信手段の活用等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
町道の整備延長 (再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率(再掲)	20.29%	25.69%
公園の整備実施箇所数 (再掲)	推進	推進

8-3 コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課、消防総務課】

- 《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○自主防災組織への加入促進
○防災行政無線維持管理事業 ○備蓄品等購入事業
○消防水利整備事業 ○まちづくり大学事業等

(地域防犯力の向上) 3-1 再掲

【総務課】

- 《主な事業》 ○防犯ボックス事業 ○防犯活動の支援の推進等

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

【総務課】

- 《主な事業》 ○交通安全施設整備事業等

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

【建設課、まちづくり課】

- 《主な事業》 ○道路改良事業 ○町道舗装修繕事業 ○橋梁整備事業

○通学路整備事業 ○地籍調査事業 ○公園等整備事業

○公園バリアフリー化事業等

(河川の整備) 1-3 再掲

【建設課】

《主な事業》 ○利根川堤防強化の推進

○長門川護岸整備の推進

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

【総務課、環境協働課】

《主な事業》 ○防災訓練参加者の拡充 ○栄町地区連絡協議会活動支援の推進等

(地域福祉の主体となる団体の活性化)

【総務課、福祉・子ども課、環境協働課】

・地域住民の支え合い、助け合いを促進するため、社会福祉協議会等の地域福祉の主体となる団体の活性化を推進する。

《主な事業》 ○自主防災組織への加入促進 ○社会福祉協議会運営補助事業

○民生・児童委員活動支援事業 ○まちづくり大学事業等

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

【財政課、下水道課、教育総務課、生涯学習課、消防総務課、建設課】

《主な事業》 ○役場庁舎の長寿命化事業 ○消防庁舎改修事業

○給食センター建替事業 ○学校施設大規模改修事業

○ふれあいプラザ施設大規模改修事業 ○利根川河川敷利用促進事業

○ストックマネジメント計画推進事業 ○総合地震対策計画推進事業等

関連するSDGs



指標 (KPI)	現況値	目標値 (R4年度)
防災訓練参加者数 (再掲)	700人	推進
自主防災組織加入率 (再掲)	58.5%	59.5%
町道の整備延長 (再掲)	2,200m	2,700m
地籍調査の対象面積に対する進捗率(再掲)	20.29%	25.69%
公園の整備実施箇所数 (再掲)	推進	推進

公共施設等の長寿命化事業数（再掲）	推進	推進
民生委員・児童委員の年間活動回数	810件	830件

資 料 編

〔表 1〕 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

〔表 2〕 リスクシナリオと強靱化施策分野の関連

〔表 3〕 リスクシナリオと施策のマトリクス

〔表 1〕 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や火災による死傷者の発生

(地域防災力の向上)

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化)

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備)

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進)

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(道路、公園等の防災対策)

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うとともに、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(関係行政機関等との連携)

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実)

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理)

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保するようにする必要がある。

(防災教育等の充実)

・災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化)

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保するようにする必要がある。

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

1-3 異常気象等による突発的又は長期的な浸水等による死傷者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等のへの支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(河川の整備)

・国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に進める必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保できるようにする必要がある。

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

1-4 土砂災害等による死傷者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等のへの支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(土砂災害警戒区域の指定の推進)

・町内の災害想定される土砂災害危険箇所及び過去の災害により被害を受けた危険箇所の整理・精査を行い、指定に向けた手続きを行う必要がある。また、これらを含めた区域内に居住する方々への周知や避難行動への積極的なアプローチが必要である。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保するようにする必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることも多いことから、それに対応した機能を強化する必要がある。

(大規模盛土造成地の安全性)

・町内に存在する大規模盛土造成地の安全性を確保するために、情報収集や調査・分析など計画的な取組が必要である。

1-5 情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等による死傷者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等のへの支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(災害弱者への避難支援対策の推進)

・災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等のへの支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(広域連携による被災地への物資の確保)

・災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。

(上水道施設の防災対策の推進)

・災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道事業者と連携し、上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等に取り組む必要がある。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保するようにする必要がある。

(食料等の備蓄)

・家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保するようにする必要がある。

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備)

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進)

・災害時に防災拠点となる消防施設のより一層の耐震化・耐災害性の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(帰宅困難者対策の推進)

・県や近隣自治体、事業者等との連携を強化し、一時滞在施設の確保や施設における備蓄などの対策を推進する必要がある。

(食料等の備蓄) 2-1 再掲

・家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る

必要がある。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを usable するようにする必要がある。

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを usable するようにする必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。

(避難所における衛生管理)

・避難所における感染症新型ウイルス等の感染を防ぐため、パテーション等の施設用品や消毒液等の衛生用品の整備を進める必要がある。

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

(地域防犯力の向上)

・災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害時交通ネットワークの構築)

・発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。

3-2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(町の業務継続に必要な体制の整備)

・業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要な人員、教育・訓練について定めた計画等を整備するとともに、受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を推進する必要がある。

(防災上重要な公共建築物等の耐震対策の推進)

・役場が機能不全に陥らないよう、災害時におけるライフラインの確保や道路閉塞の防止を推進することが必要である。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

・災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(避難所の通信環境の整備)

・災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による生産力の低下

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 4-1 再掲

・災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。

(中小企業の強靱化)

・中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 4-1 再掲

・災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(中小企業の強靱化) 5-1 再掲

・中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

・発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避

するため、国、県、警察等と連携を図る。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(中小企業の強靱化) 5-1 再掲

・中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

・発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

5-6 食料等の安定供給の停滞

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(上水道施設の防災対策の推進) 2-1 再掲

・災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道事業者と連携し、上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等に取り組む必要がある。

(広域連携による被災地への物資の確保) 2-1 再掲

・災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。

(農地・農業水利施設等の管理)

・農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全のため、管理体制整備を推進する必要がある。

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）や石油、都市ガス、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲

・災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。

(再生可能エネルギーの導入促進)

・住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使え

るようにする必要がある。

(上水道施設の防災対策の推進) 2-1 再掲

・災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道事業者と連携し、上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等に取り組む必要がある。

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。

(下水道施設の防災対策の推進)

・汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。

(合併処理浄化槽設置の推進)

・地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

・発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(広域連携による被災地への物資の確保) 2-1 再掲

・災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生による二次災害の発生

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保できるようにする必要がある。

(防災教育等の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

7-2 沿線・沿道の建物倒壊、道路の陥没等による交通麻痺による二次災害の発生

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。

(災害時交通ネットワークの構築) 3-1 再掲

・発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。

(災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化)

・道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。

7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(河川の整備) 1-3 再掲

・国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に進める必要がある。

(土砂災害警戒区域の指定の推進) 1-4 再掲

・町内の災害想定される土砂災害危険箇所及び過去の災害により被害を受けた危険箇所の整理・精査を行い、指定に向けた手続きを行う必要がある。また、これらを含めた区域内に居住する方々への周知や避難行動への積極的なアプローチが必要である。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除を速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを usable するようにする必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等の二次災害の発生

(民間建築物等の防火体制の整備) 1-1 再掲

・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(中小企業の強靱化) 5-1 再掲

・中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。

(有害物質の拡散・流出防止対策の推進)

・有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適

正な維持管理の徹底を図る必要がある。

7-5 農地の荒廃等による被害の拡大

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。(農地・農業水利施設等の管理) 5-6 再掲

・農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全のため、管理体制整備を推進する必要がある。

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(宅地や建築物の耐震化の推進) 1-1 再掲

・住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。

(災害廃棄物処理計画の策定)

・大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努める必要がある。

8-2 道路橋梁等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(消防人材・資機材の強化) 1-1 再掲

・消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース(公園等)の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(河川の整備) 1-3 再掲

・国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に進める必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲

・災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを確保する必要がある。

(復興を支える人材の確保)

・災害からの復興に様々な方法で関わってもらえる人材を確保するため、本町のファンづくりを推進する必要がある。

8-3 コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(地域防災力の向上) 1-1 再掲

・地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。

(地域防犯力の向上) 3-1 再掲

・災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。

(災害時交通ネットワークの構築) 2-1 再掲

・発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。

(道路、公園等の防災対策) 1-1 再掲

・町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。

(関係行政機関等との連携) 1-1 再掲

・国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。

(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲

・災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを usable するようにする必要がある。

(地域福祉の主体となる団体の活性化)

・地域住民の支え合い、助け合いを促進するため、地域福祉の主体となる団体の活性化を図る必要がある。

(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲

・公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。

〔表2〕リスクシナリオと強靱化施策分野の関連

1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

1-1 地震による建物倒壊や火災による死傷者の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施 策 分 野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） ・重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		

<p>(関係行政機関等との連携) 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。</p>	○				
<p>(災害医療体制・福祉の充実) 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。</p>		○			
<p>(災害弱者への避難支援対策の推進) 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の対策を図る必要がある。</p>		○			
<p>(下水道施設の防災対策の推進) 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。</p>			○		
<p>(公共施設等の衛生管理) 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(合併処理浄化槽設置の推進) 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。</p>			○		
<p>(防災教育等の充実) 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。</p>		○			○
<p>(公共施設等の防災拠点機能の強化) 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。</p>	○		○		○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		

1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） 1-1 再掲 重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する行う必要がある。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係	○				

団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。					
(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
(下水道施設の防災対策の推進) 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければならない、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。	○		○		○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

1-3 異常気象等による突発的又は長期的な浸水等による死傷者の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） 1-1 再掲 重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の	○				

整備、強化を図る必要がある。					
(河川の整備) 国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に進める必要がある。	○		○		
(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。			○		
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。			○		
(下水道施設の防災対策の推進) 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。				○	
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。				○	○
(合併処理浄化槽設置の推進) 1-1 再掲 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。				○	
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。			○		○
(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることら、それに対応した機能を強化する必要がある。	○		○		○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(再生可能エネルギーの導入促進) 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。				○	
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。				○	

1-4 土砂災害等による死傷者の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			

<p>(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。</p>		○			
<p>(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある</p>	○		○		○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(土砂災害警戒区域の指定の推進) すでに指定されている土砂災害危険箇所のほか、災害により被害を受けた危険箇所の整理・精査を行い、指定に向けた手続きを行う必要がある。また、これらを含めた区域内に居住するの方々への周知や避難行動への積極的なアプローチが必要である。</p>	○		○		
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		
<p>(大規模盛土造成地の安全性) 町内に存在する大規模盛土造成地の安全性を確保するために、情報収集や調査・分析など計画的な取り組みが必要である。</p>			○		

1-5 情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等による死傷者の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲		○			

災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。					
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(下水道施設の防災対策の推進) 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある	○		○		○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(土砂災害警戒区域の指定の推進) 1-4 再掲 町内の災害想定される土砂災害危険箇所及び過去の災害により被害を受けた危険箇所の整理・精査を行い、指定に向けた手続きを行う必要がある。また、これらを含めた区域内に居住するの方々への周知や避難行動への積極的なアプローチが必要である。			○		
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）

2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（上水道施設の防災対策の推進） 災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道事業者と連携し、上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等に取り組む必要がある。			○		
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療	○				

関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。					
(災害医療・福祉体制の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の対策を図る必要がある。					
(下水道施設の防災対策の推進) 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(緊急輸送道路等ネットワークの整備) 緊急輸送道路および重要物流道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要となるため、複数輸送ルート確保を推進し、町道を計画的に整備し、適正な維持管理を行っていく必要がある。			○		
(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。			○		
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			

<p>(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の対策を図る必要がある。</p>		○			
<p>(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。</p>			○		
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(合併処理浄化槽設置の推進) 1-1 再掲 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。</p>			○		
<p>(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。</p>		○			○
<p>(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。</p>	○		○		○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。</p>			○		

2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） 1-1 再掲 重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（帰宅困難者対策の推進） 県や近隣自治体、事業者等との連携を強化し、一時滞在施設の確保や施設における備蓄などの対策を推進する必要がある。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲		○			

<p>災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。</p>					
<p>(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。</p>			○		
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(合併処理浄化槽設置の推進) 1-1 再掲 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。</p>			○		
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		

2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（宅地や（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、		○			

医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。					
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることも多いことから、それに対応した機能を強化する必要がある。	○		○		○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲		○			

災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。					
(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
(合併処理浄化槽設置の推進) 1-1 再掲 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。			○		
(避難所における衛生管理) 避難所における感染症新型コロナウイルス等の感染を防ぐため、パターション等の施設備品や消毒液等の衛生用品の整備を進める必要がある。			○		
(公共施設等の防災拠点機能の強化) 1-1 再掲 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることも多いことから、それに対応した機能を強化する必要がある。	○		○		○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する。

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の消防人材の確保を図る必要がある。また、併せて資機材の強化も図る必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係	○				

団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。					
(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

3-2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			

<p>(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。</p>		○			
<p>(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。</p>			○		
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(合併処理浄化槽設置の推進) 1-1 再掲 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。</p>			○		
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(町の業務継続に必要な体制の整備) 業務継続に必要な体制を確保するため、平時から各業務の維持に必要なとなる人員、教育・訓練について定めた計画等を整備するとともに、受援計画の策定、見直し、実効性確保のための取組を推進する必要がある。</p>	○				
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		

4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する

4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
（再生可能エネルギーの導入促進） 1-3 再掲			○		

住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。					
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
（再生可能エネルギーの導入促進） 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。			○		

<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		
---	--	--	---	--	--

5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による生産力の低下

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
（下水道施設の防災対策の推進） 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管			○		

路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。					
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲</p> <p>災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲</p> <p>災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(中小企業の強靱化)</p> <p>中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。</p>				○	
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲</p> <p>災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		

5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				

<p>(中小企業の強靱化) 5-1 再掲 中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。</p>			○		
<p>(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。</p>		○			
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>		○			

5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） 1-1 再掲 重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（下水道施設の防災対策の推進） 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管			○		

路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。					
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲</p> <p>災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲</p> <p>災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(中小企業の強靱化) 5-1 再掲</p> <p>中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。</p>				○	
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲</p> <p>災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		

5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連		○			

携強化を図る。					
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

5-5 金融サービス・郵便等の機能停止による市民生活・商取引等への甚大な影響

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				

<p>(中小企業の強靱化) 5-1 再掲</p> <p>中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。</p>			○		
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲</p> <p>災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>		○			

5-6 食料等の安定供給の停滞

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（上水道施設の防災対策の推進） 2-1 再掲 災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道事業者と連携し、上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等に取り組む必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲	○				

<p>国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。</p>					
<p>(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。</p>		○			
<p>(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。</p>		○			
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		
<p>(農地・農業水利施設等の管理) 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全のため、管理体制整備を推進する必要がある。</p>				○	

6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る

6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油、都市ガス、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（公共施設等の衛生管理） 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わな			○		○

ければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを usable するようにする必要がある。					
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(緊急輸送道路等ネットワークの整備) 2-1 再掲 緊急輸送道路および重要物流道路など物流・人流の基軸となる路線の整備や保全が重要となるため、複数輸送ルート of 確保を推進し、町道を計画的に整備し、適正な維持管理を行っていく必要がある。			○		
(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。			○		
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（上水道施設の防災対策の推進） 2-1 再掲 災害発生に伴う被害を最小限にとどめ、速やかに復旧できるよう、水道事業者と連携し、上水道施設の長寿命化や耐震化、停電対策等に取り組む必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				

6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（下水道施設の防災対策の推進） 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
（公共施設等の衛生管理） 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療			○		○

施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。					
(合併処理浄化槽設置の推進) 1-1 再掲 地震災害に強いといわれる合併処理浄化槽への転換について、補助金制度を活用しながら推進していく必要がある。			○		
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。			○		

6-4 地域交通ネットワークが分断する事態

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連		○			

携強化を図る。					
(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。			○		
(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1 市街地での大規模火災の発生による二次災害の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） 1-1 再掲 重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係	○				

団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。					
(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				

7-2 沿線・沿道の建物倒壊、道路の陥没等による交通麻痺による二次災害の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				

<p>(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。</p>		○			
<p>(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。</p>			○		
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。</p>		○			○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。</p>			○		
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		

7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（土砂災害警戒区域の指定の推進） 1-4 再掲 すでに指定されている土砂災害危険箇所のほか、町内の災害想定される土砂災害危険箇所及び過去の災害により被害を受けた危険箇所の整理・精査を行い、指定に向けた手続きを行う必要がある。また、これらを含めた区域内に居住する方々への周知や避難行動への積極的なアプローチが必要である。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関	○				

係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。					
(河川の整備) 1-3 再掲 国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に進める必要がある。			○		
(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。			○		
(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
(防災教育等の充実) 1-1 再掲 災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。		○			○
(公共施設等の防災拠点機能の強化) 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。	○		○		○
(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
(再生可能エネルギーの導入促進) 1-3 再掲 住宅への再生可能エネルギー設備の導入促進のため、住宅用太陽光発電設備等の設置に対し支援を行う必要がある。			○		

7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等の二次災害の発生

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（民間建築物等の防火体制の整備） 1-1 再掲 重大な消防法令違反対象物に対する是正措置等を徹底し、適正な防火管理体制を構築する必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害医療体制・福祉の充実） 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。		○			
（公共施設等の衛生管理） 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければ、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。			○		○
（有害物質の拡散・流出防止対策の推進） 有害物質等の公共用水域への流出若しくは地下への浸透又は大気中への放出の防止を図るため、有害物質を取り扱う施設については、法令に則った設置者の適正な維持管理の徹底を図る必要がある。			○		
（防災教育等の充実） 1-1 再掲		○			○

<p>災害発生時における対応力の育成のため、保育所、幼稚園、認定子ども園、小・中学校等と連携し避難訓練や引き渡し訓練等を実施する必要がある。</p>					
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(中小企業の強靱化) 5-1 再掲 中小企業の自然災害に対する事前対策防災・減災対策を促進するため令和元年7月16日に施行された「中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律」中小企業強靱化法に基づいた事業継続力強化計画について、関係団体と連携しながら策定を促す仕組みを検討し、中小企業の事業継続力の強化を支援していく必要がある。</p>				○	

7-5 農地の荒廃等による被害の拡大

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
（災害時のエネルギー供給のための体制整備） 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		
（農地・農業水利施設等の管理） 5-6 再掲 農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全のため、管理体制整備を推進する必要がある。				○	

8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態)

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（災害弱者への避難支援対策の推進） 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。		○			
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
（災害時のエネルギー供給のための体制整備） 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。			○		
（災害廃棄物処理体制の強化・充実） 災害廃棄物の収集・処分が迅速かつ円滑に実施できるよう災害廃棄物の処理体制の強化・充実を図る必要がある。			○		
（災害廃棄物処理計画の策定） 大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生することから、これらの処理を適正かつ円滑・迅速に行うための平時の備え及び発災直後からの必			○		

<p>要事項をまとめた災害廃棄物処理計画を策定し、処理の実効性向上に努める必要がある。</p>					
<p>(復興を支える人材の確保) 災害からの復興に様々な方法に関わってもらえる人材を確保するため、本町のファンづくりを推進する必要がある。</p>	○				

8-2 道路橋梁等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防人材・資機材の強化） 1-1 再掲 消防職員の資質向上を図るとともに、消防団員の確保を図る必要がある。また、併せて緊急車両及び資機材の強化も図る必要がある。	○				
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（河川の整備） 1-3 再掲 国・県と連携し、河川の改修や護岸整備等を計画的に進める必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲 国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。	○				
（広域連携による被災地への物資の確保） 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。	○				
（災害時のエネルギー供給のための体制整備） 1-1 再掲			○		

<p>災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>					
<p>(復興を支える人材の確保) 8-1 再掲 災害からの復興に様々な方法に関わってもらえる人材を確保するため、本町のファンづくりを推進する必要がある。</p>	○				

8-3 コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	施策分野				
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
（防災意識の啓発） 1-1 再掲 町民の防災意識の向上を図るため、各地区における災害リスクを分かりやすく町民に伝える必要がある。	○				
（地域防災力の向上） 1-1 再掲 地域の災害対応の体制構築のため、自主防災組織等への支援や防災教育の推進、防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要がある。	○				
（食料等の備蓄） 1-1 再掲 家庭における備蓄については、町民に対して最低限3日（推奨1週間）の食料と飲料水の備蓄を要請しており、引き続き周知のための啓発活動を行う必要がある。また、町における備蓄については、引き続き計画的な更新を行う必要がある。	○				
（避難所の通信環境の整備） 1-1 再掲 災害時に被災者を受け入れる避難所には、災害や安否情報・防災情報などを速やかに収集・伝達できる通信環境を整備する必要がある。	○				
（防災機能の整備） 1-1 再掲 大規模災害に備え、住民へ迅速かつ正確に情報を伝達するために、防災行政無線や戸別受信機の整備が必要である。また、消火栓、防火水槽、及び防災備蓄倉庫の整備や防災資機材の適正な管理を推進するとともに、防災上特に重要な建築物などにおける防災機能の強化を図る必要がある。	○				
（災害時応援協定を締結する民間団体等との連携強化） 1-1 再掲 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体等との情報交換会や連絡窓口の確認を定期的に行うとともに、必要に応じて協定の内容について見直しを行うなど、連絡体制の強化を図る必要がある。	○				
（消防関係施設の耐震化・老朽化対策の推進） 災害時に防災拠点となる消防施設の耐震化等の強化を図るとともに、老朽化した施設の計画的な更新が必要である。	○				
（地域防犯力の向上） 3-1 再掲 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から自主防犯組織の取組に対する支援等により、地域の防犯力の向上を図る必要がある。	○				
（災害時交通ネットワークの構築） 3-1 再掲 発災後に発生する渋滞、事故の状況を迅速に把握し、的確な交通規制に活用するとともに、停電等による信号機の停止が原因となる交通渋滞、交通事故を回避するため、国、県、警察等と連携を図る。	○				
（宅地や建築物の耐震化の推進） 1-1 再掲 住宅の耐震化に関する相談体制を整備するとともに、耐震診断・耐震改修の支援を行う必要がある。			○		
（道路橋梁の整備） 1-1 再掲 災害時の救援活動、物資輸送に資する交通施設の分断を防ぐため、道路橋梁の補修を行う必要がある。			○		
（道路、公園等の防災対策） 1-1 再掲 町民が安全・安心に利用できるよう町道の計画的な整備や維持管理を行うと共に、緑地やオープンスペース（公園等）の計画的な配置・整備や維持管理を行うことで、災害時の安全・安心な避難環境の確保を図る必要がある。また、災害後の円滑な復旧、復興のためには、土地境界を明確にしておくことが重要であることから地籍調査事業を推進する必要がある。			○		
（関係行政機関等との連携） 1-1 再掲	○				

<p>国や県、近隣自治体、民間事業者、NPO、ボランティア団体、医療関係団体等と情報を共有するなど、平時から各種訓練等を通じ、連携体制の整備、強化を図る必要がある。</p>					
<p>(災害医療体制・福祉の充実) 1-1 再掲 災害発生時における医療救護活動を円滑に行うため、県や近隣自治体、医療関係団体等と平時から情報を共有し、各種訓練等を通じて連携強化を図る。</p>		○			
<p>(災害弱者への避難支援対策の推進) 1-1 再掲 災害発生時における高齢者や障害者・乳幼児、その他特に配慮を要する者など、要配慮者の方々への避難支援等の推進を図る必要がある。</p>	○				
<p>(下水道施設の防災対策の推進) 1-1 再掲 汚水処理施設の長期停止を防ぐため、終末処理場・ポンプ施設及び管路の長寿命化・耐震化を計画的に進め、公衆衛生の保全を図る必要がある。</p>			○		
<p>(公共施設等の衛生管理) 1-1 再掲 災害発生時には多数の避難者等が集まる避難所、学校、病院・医療施設等の防災拠点がある地域においては、し尿等の排除が速やかに行わなければならない、伝染病の発生等の公衆衛生上の重大な影響も懸念されるため、早急に所要のトイレを使えるようにする必要がある。</p>			○		○
<p>(公共施設等の防災拠点機能の強化) 公共施設は、災害時における避難所や防災拠点として利用されることから、それに対応した機能を強化する必要がある。</p>	○		○		○
<p>(広域連携による被災地への物資の確保) 1-1 再掲 災害発生時において必要最低限の飲料水・食料品等の物資を調達するため、平時から災害時応援協定を締結した団体等との連携体制の強化や、受援計画に基づく効率的な物資調達の体制整備を図る必要がある。</p>	○				
<p>(災害時のエネルギー供給のための体制整備) 1-1 再掲 災害時にエネルギー供給が途絶する事態に備え、ライフライン事業者等との応援協定を締結し、燃料供給対策を進める必要がある。</p>			○		
<p>(地域福祉の主体となる団体の活性化) 地域住民の支え合い、助け合いを促進するため、地域福祉の主体となる団体の活性化を図る必要がある。</p>	○				
<p>(復興を支える人材の確保) 8-1 再掲 災害からの復興に様々な方法で関わってもらえる人材を確保するため、本町のファンづくりを推進する必要がある。</p>	○				

〔表3〕 リスクシナリオと施策のマトリクス

事前に備 えるべき 目標	リスクシナリオ	施 策 分 野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医 療・子育て	3. 住宅・環境・都市・ 交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
1. 大規模 自然災害 が発生し たときで も人命の 保護が最 大限図ら れる	1-1 地震による 建物倒壊や火災 による死傷者の 発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 ・公共施設等の適正管理の推進 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 ・障がい者支援の充実 ・保育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・生活基盤のバリアフリー化の推進 ・広域連携によるまちづくりの推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進 ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
	1-2 不特定多数 が集まる施設の 倒壊・火災による 死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 ・公共施設等の適正管理の推進 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 ・障がい者支援の充実 ・保育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進 ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
	1-3 異常気象等 による突発的又 は長期的な浸水 等による死傷者 の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 ・障がい者支援の充実 ・保育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進 ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
		づくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設整備の推進 ・地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全 ・再生可能エネルギーの導入促進 		
	1-4 土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・コミュニティ活動を支えるひとつづくりの推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 ・障がい者支援の充実 ・保育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
	1-5 情報伝達等の不備による避難行動の遅れ等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・行政情報の適切な発信 ・公共施設等の適正管理の推進 ・コミュニティ活動を支えるひとつづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進 ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要	2-1 被災地での食糧・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・コミュニティ活動を支えるひとつづくりの推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全 ・広域連携によるまちづくりの推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
な対応を含む)	2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 ・行政情報の適切な発信 ・公共施設等の適正管理の推進 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
	2-3 警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・防犯対策の推進 ・行政情報の適切な発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 			
	2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 ・帰宅困難者対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		
	2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設整備の推進 ・自然環境の維持保全 ・し尿等の適正処理の推進 ・ごみ減量化の推進 		
3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化及び信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・交通安全対策の推進 ・防犯対策の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		
	3-2 町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・防犯対策の推進 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進 ・人材開発の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・自然環境の維持保全 ・再生可能エネルギーの導入促進 		<ul style="list-style-type: none"> ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能を確保する	4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 ・行政情報の適切な発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーの導入促進 		

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
	4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 ・行政情報の適切な発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 		
5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存企業の振興の推進 ・中小企業の経営基盤強化の支援 	
	5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存企業の振興の推進 	
	5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存企業の振興の推進 ・中小企業の経営基盤強化の支援 	
	5-4 基幹的陸上・海上交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の推進 ・避難体制の充実 ・関係行政機関等との連携 ・交通安全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・国道、県道の整備促進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 		
	5-5 金融サービス・郵便等の機能	<ul style="list-style-type: none"> ・維持管理の推進 ・関係行政機関等 		<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存企業の振興の推進 	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
	停止による市民生活・商取引等への甚大な影響	との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・地籍調査事業の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営基盤強化の支援 	
	5-6 食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・関係行政機関等との連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全 ・広域連携によるまちづくりの推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性の向上 	
6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限のライフラインを確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1 電力供給ネットワーク(発電電所、送配電設備)や石油、都市ガス、LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進 		
	6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の生活環境や住民の衛生環境の維持保全 		
	6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道施設整備の推進 ・自然環境の維持保全 ・し尿等の適正処理の 		
	6-4 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・関係行政機関等との連携 ・交通安全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・国道、県道の整備促進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進 	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
7. 制御不能な二次災害を発生させない	7-1 市街地での大規模火災の発生による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 ・障がい者支援の充実 ・保育環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進
	7-2 沿線・沿道の建物倒壊、道路の陥没等による交通麻痺による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・公共施設等の適正管理の推進 ・関係行政機関等との連携 ・交通安全対策の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・国道、県道の整備促進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進
	7-3 防災インフラ等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な都市づくりの推進 ・国道、県道の整備促進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公園等の整備と適正な維持管理の推進 ・公共下水道施設整備の推進 		<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進 ・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実
	7-4 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等の二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 ・行政情報の適切な発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境の維持保全 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業の経営基盤強化の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・きめ細かな学校教育の推進
	7-5 農地の荒廃	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対応の充実 		<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性の向上 	

事前に備えるべき目標	リスクシナリオ	施策分野				
		1. 行政機能	2. 福祉・保険医療・子育て	3. 住宅・環境・都市・交通	4. 産業・観光	5. 教育・文化
	等による被害の拡大	・関係行政機関等との連携		の導入促進	の推進 ・環境保全型業の推進	
8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害対応の充実 ・関係行政機関等との連携		・計画的な都市づくりの推進 ・ごみ減量化の推進 ・地籍調査事業の推進		
	8-2 道路橋梁等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害対応の充実 ・関係行政機関等との連携 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進		・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進		
	8-3 コミュニティや基幹インフラの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害対応の充実 ・避難体制の充実 ・消防力の強化 ・公共施設等の適正管理の推進 ・防犯対策の推進との連携 ・コミュニティ活動を支えるひとづくりの推進	・医療環境の充実	・計画的な都市づくりの推進 ・町道の整備、適正な維持管理の推進 ・地籍調査事業の推進 ・公共下水道施設整備の推進 ・再生可能エネルギーの導入促進		・教育施設の充実 ・生涯学習施設の充実